

令和6年 議案第18号

みよし市図書館協議会委員の選任について
上記の議案を提出する。

令和6年5月21日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、図書館協議会委員の任期満了に伴い新たに選任する必要があるからである。

令和6年度 みよし市図書館協議会委員名簿(案)

委嘱期間: 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

	氏 名	備 考
※ 1	峯 野 幸 子	学識経験者又は実務経験者(東海学園大学 教務課)
※ 2	平 山 啓 子	学識経験者又は実務経験者(おはなしの会ぽれぽれ)
3	若 杉 亮 子	学識経験者又は実務経験者(絵本の庭)
※ 4	今 瀬 良 江	社会教育委員会代表
※ 5	木 村 三 奈	幼稚園代表
6	市 野 幸 代	子育て支援センター代表
※ 7	廣 川 幸 平	学校教育課指導主事

・任期 2年

※=新任委員

○みよし市立図書館設置条例

昭和52年7月1日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び第16条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、みよし市立図書館（以下「図書館」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を設置する。

2 図書館の名称および位置は、別表のとおりとする。

(図書館協議会)

第3条 図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、10名以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第30号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第73号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第56号）

この条例は、平成28年7月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
みよし市立中央図書館	みよし市三好町湯ノ前114番地